



# 鳥取県公報

平成 26 年 11 月 14 日(金)  
第 8 6 5 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (796) (医療指導課) . . . . . 2
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の失効 (797) (〃) . . . . . 2
	消費者教育に関する教育機関への実態調査の実施 (798) (消費生活センター) . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (799) (経済産業総室) . . . . . 4
	森林法による開発行為の変更許可 (800) (西部総合事務所農林局) . . . . . 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (空港港湾課) . . . . . 5
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 6

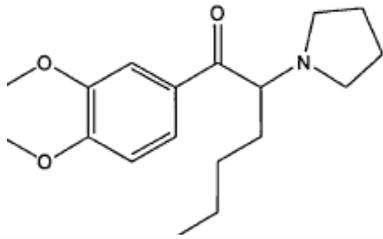
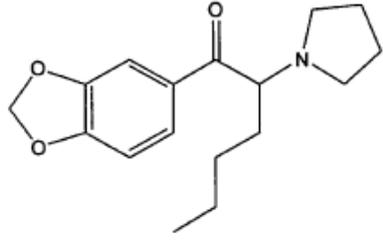
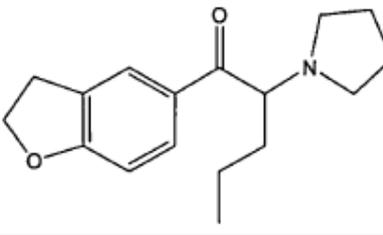
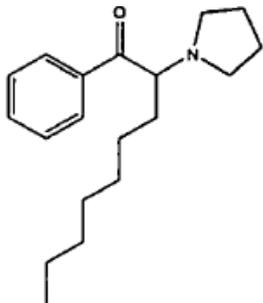
# 告 示

## 鳥取県告示第796号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条第7号の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成26年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	構造式
3, 4-D i m e t h o x y - $\alpha$ - P H P	1 - ( 3, 4 - ジメトキシフェニル ) - 2 - ( ピロリジン - 1 - イル ) ヘキサン - 1 - オン及びその塩類	
3, 4-M e t h y l e n e d i o x y - $\alpha$ - P H P	1 - ( 3, 4 - メチレンジオキシフェニル ) - 2 - ( ピロリジン - 1 - イル ) ヘキサン - 1 - オン及びその塩類	
5 - D B F P V	1 - ( 2, 3 - ジヒドロベンゾフラン - 5 - イル ) - 2 - ( ピロリジン - 1 - イル ) ペンタン - 1 - オン及びその塩類	
$\alpha$ - P N P	1 - フェニル - 2 - ( ピロリジン - 1 - イル ) ノナン - 1 - オン及びその塩類	

## 鳥取県告示第797号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	指定年月日	失効年月日
4F- $\alpha$ -PHPP	1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類	平成26年9月16日	平成26年9月29日
4MeO- $\alpha$ -POP	1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類	〃	〃
$\alpha$ -PBT	2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	〃	〃
PMEA	N-エチル-1-(4-メトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	〃	〃
$\alpha$ -Phthalimidepropionone	2-(1-オキソ-1-フェニルプロパン-2-イル)イソインドリン-1,3-ジオン及びその塩類	〃	〃
2C-H	2-(2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	〃	〃
DP-UR-144	(1H-インドール-3-イル)(2,2,3,3-テトラメチルシクロプロピル)メタノン及びその塩類	〃	〃

### 鳥取県告示第798号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
消費者教育に関する教育機関への実態調査
- 2 調査の目的  
鳥取県消費者教育推進計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 消費者教育の実施状況
    - イ 消費者教育に関する意識・課題
    - ウ 消費者教育に関する要望
  - (2) その基準となる期日  
調査票の記入日

- 5 報告を求める者
  - (1) 報告者数  
274機関
  - (2) 選定の方法  
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間  
平成26年11月17日から同年12月1日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページで公表

---

### 鳥取県告示第799号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターサンアイ境港店  
境港市竹内団地105
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンアイ 代表取締役 松原 史明 米子市福市1714-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社サンイレブン 代表取締役 松原 史明 米子市福市1714-1  
変更後 株式会社サンアイ 代表取締役 松原 史明 米子市福市1714-1
- 4 変更年月日  
平成21年4月1日
- 5 変更する理由  
設置者の名称の変更があったため。
- 6 届出年月日  
平成26年10月30日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 8 縦覧に供する期間  
平成26年11月14日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

境港市上道町3000 境港市産業部経済観光課

#### 10 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	米子市蚊屋 235-2	西伯郡伯耆町谷川 地内	岩石の採取	29.5690 ヘクタール	25.4889 ヘクタール	11.0928 ヘクタール	平成26年11月8日から平成31年11月7日まで	平成26年10月30日

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 連続式摩擦係数測定車 1台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成26年9月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社サーシスジャパン  
神奈川県横浜市青葉区藤が丘一丁目8-11
- 5 落札金額 20,239,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成26年8月12日
- 7 落札方式 最低価格落札方式

- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県県土整備部空港港湾課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

デジタルヘリコプターテレビ用地上設備の購入及び保守業務 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行期間

#### ア 購入物品の納入期限

平成27年10月30日（金）

#### イ 購入物品の保守期間

仕様書に示す領収検査終了の日から平成37年10月31日まで

### (4) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した次に掲げる費用の合計金額に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とすること。

#### ア 1の購入物品の価格

#### イ 1の購入物品に係る(3)のイの期間における保守料の総額

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器及び機械等（建物等以外）保守点検の機械（建物等以外）保守点検であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が、本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年12月4日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成26年11月14日（金）から同年12月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課物品調達室

電話 0857-23-0110 (代)

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年11月14日(金)から同月26日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年12月25日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日(水)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年12月5日(金)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

## (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、購入及び保守の価格がそれぞれ会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、かつ、これらの総額が最低価格である入札書を提出したものを、落札者とする。

## (5) 契約の締結の制限

この公告に示した業務に係る鳥取県議会の議決がなかった場合は、契約の締結を行わない。

## (6) 手続における交渉の有無

無

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Helicopter television grand equipment and maintenance 1 Set

## (2) December 5, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

## (3) December 25, 2014 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

## (4) December 24, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(5) Contact point for the notice : Accounting Division Tottori Prefectural Police headquarters 1  
-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan

TEL : 0857-23-0110